

水戸市告示第 269 号

水戸市貸切バス利用促進緊急支援補助金交付要項を次のように定める。

令和 2 年 8 月 21 日

水戸市長 高 橋 靖

## 水戸市貸切バス利用促進緊急支援補助金交付要項

### (趣旨)

第 1 条 この要項は、予算の範囲内において、貸切バス利用促進緊急支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、水戸市補助金等交付規則（昭和 53 年水戸市規則第 22 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。
- (2) 貸切バス 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する道路運送法第 3 条第 1 号ロに規定する自動車をいう。

### (補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に本社又は営業所を置く一般貸切旅客自動車運送事業を営む者であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 貸切バス旅行連絡会が作成する新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に関するガイドラインに沿った感染防止対策を実施していること。
- (2) 水戸市暴力団排除条例（平成 24 年水戸市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者でないこと。

### (補助事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市民の貸切バスの利用を促進するために、令和 2 年度において、補助対象者が貸切バスによる旅行の実施に当たり、その参加者から徴収する費用（以下「参加費用」という。）の割引を行う事業（当該参加費用の 1 割以上の額を割引するものに限る。）とする。

### (対象旅行)

第 5 条 補助金の交付の対象となる旅行（以下「対象旅行」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす貸切バスによる旅行とする。

- (1) 観光を目的とするものであること。
- (2) 宿泊を伴わないものであって、茨城県内のみを行程に含むものであること。
- (3) 本市の住民又は市内に事務所等を有する事業者を対象とし、募集を行うものであること。

(4) 補助対象者（旅行代理店が企画及び参加者の募集を行うものにあつては、当該旅行代理店）が参加者を募集するときに、本来の参加費用及び割引の価格並びにその差額に対して補助対象者が補助金の交付を受ける旨を明示するものであること。

2 対象旅行は、一の補助対象者につき、5回を限度とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、一の対象旅行ごとに、参加費用の割引の額又は60,000円のいずれか低い額の範囲内で市長が定める額とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、貸切バス利用促進緊急支援補助金交付申請書（様式第1号）に關係書類を添えて、市長の定める期限までに市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、貸切バス利用促進緊急支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（変更等の申請等）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに貸切バス利用促進緊急支援補助金変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。

(2) 補助事業に係る経費の変更（20パーセント以内の変更を除く。）をしようとするとき。

(3) 補助事業を中止しようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業の実施が困難となつたときは、その原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業を実施したときは、貸切バス利用促進緊急支援補助金実績報告書（様式第4号）に關係書類を添えて、補助事業を実施した日から起算して30日を経過する日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、貸切バス利用促進緊急支援補助金額確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の時期）

第12条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業の実施後に交付するものとする。

(交付の請求)

第13条 第11条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、貸切バス利用促進緊急支援補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、市長の指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(関係書類等の保存)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿その他補助事業に関する関係書類を令和8年3月31日まで整理保存しなければならない。

(補則)

第16条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。